

## 沖縄県教育大綱 新旧対照表

| 新  | 旧   | 所管部、修正理由及び内容   |
|--|---|--|
| <p><b>第2 大綱の対象期間</b></p> <p>本大綱の期間は、「沖縄21世紀ビジョン基本計画」に掲げる基本施策を推進するために策定した「沖縄21世紀ビジョン実施計画」の後期計画期間と整合を図るため、平成29年度から平成33年度までとする。</p> <p><b>第4 施策展開</b></p> <p><b>1 潤いと生きがいのある生涯学習社会の実現</b></p> <p>(1) 「潤いと生きがいのある生涯学習社会の実現」に向け、沖縄県生涯学習推進本部の活動を充実させるとともに、市町村においても生涯学習推進本部等の設置を促進する。</p> <p><b>2 自ら学ぶ意欲を育む学校教育の充実</b></p> <p>(1) 学校では、幼児児童生徒の発達段階を踏まえ、基礎的な知識及び技能の習得と、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育み、<u>学びに向かう力・人間性を養い、主体的・対話的で深い学びの実現に向け、組織的・計画的・継続的な教育に取り組む。</u></p> <p>(2) 略</p> | <p><b>第2 大綱の対象期間</b></p> <p>本大綱の期間は、「沖縄21世紀ビジョン基本計画」の前期実施計画である「沖縄21世紀ビジョン実施計画」と整合を図るため、平成27年度から平成28年度までとする。</p> <p><b>第4 施策展開</b></p> <p><b>1 潤いと生きがいのある生涯学習社会の実現</b></p> <p>(1) 「潤いと生きがいのある生涯学習社会の実現」に向け、沖縄県生涯学習推進本部の体制を強化するとともに、市町村においても生涯学習推進本部等の設置を促進する。</p> <p><b>2 自ら学ぶ意欲を育む学校教育の充実</b></p> <p>(1) 学校では、幼児児童生徒の発達段階を踏まえ、基礎的な知識及び技能の習得と、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力、<u>応用力等を育み、主体的に学習に取り組む態度を養うため、組織的・計画的・継続的な教育に取り組む。</u></p> <p>(2) 略</p> | <p>[企画部]<br/>文言の修正<br/>対象期間の修正</p> <p>[教育庁]<br/>字句の整理</p> <p>[教育庁]<br/>平成28年度第2回会議で確認された基本的な考え方（以下「基本的考え方」という。）4(2)について、新学習指導要領に基づく修正により反映</p> |

(3) 学校体育及び健康教育においては、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力を育てると同時に、健康の保持増進のための実践力の育成と体力の向上を図る。また、健康な心身を育むために食育を推進する。さらに、危険回避能力を身に付けさせるため、防犯・防災教育の充実を図る。

(4) 特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校においてその支援体制の整備を推進する。

(5)～(6) 略

(7) 沖縄県の産業振興を担う人材の育成のため、専門高校等において産業界・経済団体等と本県の「将来像」を共有し、連携した実践的な職業教育を推進する。

(8) 離島・へき地教育については、地域の特性を生かし、幼児児童生徒一人一人の実態に応じた体験的な活動等を取り入れた学習により、地域の良さを知り地域への誇りと愛着を持たせる。

(9) 魅力ある学校づくりを推進するために、地域とともにある学校、教職員としての使命感、資質・能力を向上するための教職員研修の充実、学校教育の基盤となる施設・設備の充実を図る。

(10) 消費者として基本的な権利や責任について理解を深め、社会において主体的に判断し責任を持って行動できる能力を育むため、児童生徒の発達段階に応じた消費者教育を推進する。

(3) 学校体育及び健康教育においては、運動に親しむ資質や能力を育てると同時に、健康の保持増進のための実践力の育成と体力の向上を図る。また、健康な心身を育むために食育を推進する。さらに、危険回避能力を身に付けさせるため、防犯・防災教育の充実を図る。

(4) 特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校においてその充実に努める。

(5)～(6) 略

新設

(7) 離島・へき地教育については、地域の特性を生かし、幼児児童生徒一人一人の実態に応じた体験的な活動を取り入れた学習により、地域の良さを知り地域への誇りと愛着を持たせる。

(8) 魅力ある学校づくりを推進するために、地域に開かれた学校、教職員としての使命感、資質・能力を向上するための教職員研修の充実、学校教育の基盤となる施設・設備の充実を図る。

(9) 児童生徒の発達段階に応じた消費者教育を推進するため、消費者としての基本的な権利や責任についての理解を深めるなど、社会において消費者として主体的に判断し責任を持って行動できるような能力を育む。

[教育庁]  
基本的考え方4(3)について、沖縄県教育振興基本計画前期総点検に基づく修正により反映

[教育庁]  
平成28年度第2回会議の委員意見について、字句修正により反映

[教育庁]  
基本的考え方4(4)について、沖縄県教育振興基本計画前期総点検に基づく文章の追加により反映

[教育庁]  
字句の整理

[教育庁]  
新学習指導要領に基づく修正

[子ども生活福祉部]  
字句の整理

(1) 学校現場におけるICT活用を促進し、わかりやすい授業の実現による学力向上や、教員の校務負担軽減による児童生徒と向き合う時間の確保など、学校教育の充実を図る。

### 3 多様化、高度化する社会の変化に対応した教育の推進

(1) グローバル化に対応し、本県の地理的条件・歴史的経験を生かした広い視野に立ち、アジア・太平洋地域における拠点として、高い国際性や専門性に富む人材の育成を図るため、小・中・高校生等の外国語教育や国際理解教育を推進する。

(2) リーディング産業である情報通信産業をより発展させる専門的な知識と技術を持った人材の育成につながるよう、子どもたちの情報活用能力を育成する。

(3) 略

(4) 本県の将来を担う若者が、これからの社会で必要とされる知識や技能、幅広い教養と高度な技術等を身に付け、沖縄の発展を支える人材となるよう、高等教育を受ける機会の創出・環境整備等の諸施策を推進する。

### 4 教育の機会均等を図るための子どもの貧困対策の推進

(1) 子どもの貧困対策を推進するに当たっては、支援を必要とする子どもとその家庭の実情の理解に努め、全ての子どもの最低限享受すべき生活や教育の機会を権利として保障する観点から、子どものライフステージに即して切れ目のない、また、個々の子どもが抱える問題状況に対応した総合的な施策を実施する。

新設

### 3 多様化、高度化する社会の変化に対応した教育の推進

(1) グローバル化に対応し、本県の地理的条件・歴史的経験を生かした広い視野に立ち、アジア・太平洋地域における拠点として、高い国際性や専門性に富む人材の育成を図るため、小・中・高校生等の外国語教育（英語、中国語、その他）や国際理解教育を推進する。

(2) リーディング産業である情報通信産業をより発展していく専門的な知識と技術を持った人材の育成につながるよう、子どもたちの情報活用能力を育成する。

(3) 略

(4) 新設

### 4 教育の機会均等を図るための子どもの貧困対策の推進

(1) すべての子どもの最低限享受すべき生活や教育の機会を権利として保障する観点から、子どものライフステージに即し、支援を必要とする子どもの状況に応じた切れ目のない施策を総合的に推進する。

[教育庁]  
沖縄県教育振興基本計画前期総点検に基づく追加

[教育庁]  
字句の整理

[教育庁]  
字句の整理

[企画部]  
基本的考え方3(5)について、改定後の21世紀ビジョン基本計画に基づく文章の追加により反映

[子ども生活福祉部]  
基本的考え方3(1)、4(1)について、沖縄県子どもの貧困対策計画に基づく修正により反映

(2) 子どもの貧困を自己責任論ではなく、社会全体の問題として、また、貧困の世代間連鎖を断ち切り、次世代の沖縄を担う人材を育成する施策として取り組み、潤いと活力をもたらす沖縄らしい優しい社会を実現する。

(3)～(4) 略

(5) 子どもの貧困対策を推進するに当たっては、国、県、市町村、教育・福祉関係団体、民間企業、NPO、ボランティアなどが連携・協働して取り組む体制を構築するとともに、県民の幅広い理解と協力を得ることにより、県民運動として展開する。

## 5 地域を大切にし、誇りに思う健全な青少年の育成

(1)～(4) 略

(5) 放課後の児童の健全な育成を図るため、学校施設を活用した放課後児童クラブ等の居場所づくりを促進する。

## 7 豊かな感性を育む文化の継承と発展

(1)～(2) 略

(2) 潤いと活力をもたらす沖縄らしい優しい社会を創るとともに、貧困の世代間連鎖を断ち切ることを目指し、次世代の沖縄を担う人材の育成に取り組む。

(3)～(4) 略

(5) 子どもの貧困対策を推進するにあたっては、国、沖縄県、市町村、教育・福祉関連団体、民間企業等が連携・協働して取り組む体制を構築するとともに、県民の幅広い理解と協力を得ながら、子どもの貧困対策を推進する。

## 5 地域を大切にし、誇りに思う健全な青少年の育成

(1)～(4) 略

(5) 新設

## 7 豊かな感性を育む文化の継承と発展

(1)～(2) 略

[子ども生活福祉部]  
基本的考え方3(1)、4(1)について、沖縄県子どもの貧困対策計画に基づく修正により反映

[子ども生活福祉部]  
基本的考え方3(1)、4(1)について、沖縄県子どもの貧困対策計画に基づく修正により反映

[子ども生活福祉部]  
基本的考え方3(2)について、改定後の21世紀ビジョン基本計画に基づく追加により反映

|   |   |   |
|---|---|---|
| <p>(3) 沖縄文化の基層であり文化遺産として歴史的な価値を有する「しまくとぅば」については、<u>市町村、教育機関、普及団体、企業、研究者等と「しまくとぅば」の積極的な活用による県民への定着に向けた連携体制を構築し、「しまくとぅば」の保存・普及・継承のための調査及び人材養成に取り組むほか、学校教育における幼児児童生徒に対応した教育プログラムの充実や生涯学習機会の提供などの学べる環境づくりに取り組む。</u></p> <p>(4) <u>伝統的な生活文化の伝承を図るため、海との関わりの中で生まれてきた文化や歴史的背景から培われてきた独特な食文化について保存・普及・継承を図るとともに、担い手育成や情報発信により県民が食文化の価値を再認識し継承していく気運の醸成等に取り組む。</u></p> <p>(5) <u>先人が築き上げた沖縄の伝統文化である沖縄空手について、資料の収集、歴史、型、鍛錬法の調査研究などを行い、その保存・継承・発展に関係機関や団体と協働して取り組むとともに、沖縄空手会館を拠点として「空手発祥の地・沖縄」を世界に発信し、国内外における空手愛好家の受入体制の強化に取り組む。</u></p> | <p>(3) 沖縄文化の基層であり文化遺産として歴史的な価値を有する「しまくとぅば」については、<u>言語の保存・普及・継承に向けた研究体制を構築するほか、学校教育における幼児児童生徒に対応した教育プログラムの充実や生涯学習機会の提供などの学べる環境づくりに取り組む。</u></p> <p>新設</p> <p>新設</p>  | <p>[文化観光スポーツ部]<br/>改定後の21世紀ビジョン基本計画に基づく修正</p> <p>[文化観光スポーツ部]<br/>沖縄の伝統的な食文化の普及推進計画の策定に基づく追加</p> <p>[文化観光スポーツ部]<br/>基本的考え方3(3)について、改定後の21世紀ビジョン基本計画に基づく追加により反映</p> |
| <p>9 健康な体をつくり県民が輝くスポーツの振興</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) <u>2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会に多くの県出身選手が出場できるよう、国際大会等で活躍できる県内トップアスリートの育成強化を図るなど、競技力向上等の取組を強化する。</u></p> <p>削除</p>  | <p>9 健康な体をつくり県民が輝くスポーツの振興</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) <u>2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会への県出身選手の輩出に向けた取組を推進する。</u></p> <p>(4) <u>スポーツコンベンションを拡大・発展させるため、沖縄の亜熱帯海洋性気候や地域特性を生かした地域スポーツ拠点の形成を図るとともに各種スポーツキャンプやイベントの誘致活動を実施し、スポーツを通じた交流を推進するほか、受入体制の整備に取り組む。</u></p> | <p>[文化観光スポーツ部]<br/>基本的考え方3(4)について、改定後の21世紀ビジョン基本計画に基づく修正により反映</p> <p>[文化観光スポーツ部]<br/>地域振興の観点が大きいため削除</p>  |

## 10 私立学校教育の振興

- (1) 略
- (2) 児童・生徒が安心して学べる安全で快適な学習環境の確保など、教育基盤の整備を促進するため、私立学校施設に対する支援を行う。

## 11 大学教育の充実と基盤の強化

- (1) 県立看護大学においては、多様化・国際化が進む社会の中で、幅広い視野から看護を科学的に実践できる人間性豊かな看護職を養成するとともに、地域特性に対応した高度なケアを実践できる専門看護師等の実践家、看護の管理者、保健・看護活動を通して新しい学問の創出に貢献できる人材を養成する。  
あわせて、国内外の研究者との学術的交流の推進等で教員個々の研究能力の向上及び研究環境の整備を図ることにより、専門分野の学術活動を活性化する。

### 削除

- (2) 県立芸術大学においては、美術・工芸・音楽・芸能の芸術分野における有為な人材、沖縄の伝統芸能の継承と新たな芸術の創造に資する人材のほか、芸術分野の幅広い実践活動を担う制作者、演奏家や研究者、芸術教育の場における専門的な指導者となり得る人材を養成する。  
あわせて、個々の教員の専門性の研究をさらに深化させるとともに、質の高い研究・教育システムの構築や施設整備等の基盤を強化する。

## 10 私立学校教育の振興

- (1) 略
- (2) 児童・生徒が安心して学べる安全で快適な学習環境を確保するため、私立学校施設の整備に対する支援を行い、教育基盤の整備を図る。

## 11 大学教育の充実と基盤の強化

- (1) 県立看護大学においては、多様化・国際化が進む社会の中で、幅広い視野から看護を科学的に実践できる人間性豊かな看護職を養成する。また、地域特性に対応できる高度なケアを実践できる専門看護師等の実践家、看護の管理者、学習や教育の原理を統合して看護教育に応用する教育者等、保健看護活動を通して新しい学問の創出に貢献できる人材を養成する。
- (2) あわせて、国内外の研究者との学術的交流の推進等の教員個々の研究能力の向上及び研究環境の整備を図ることにより、専門分野の学術活動を活性化を図る。

- (3) 県立芸術大学においては、美術・工芸・音楽・芸能の芸術分野における有為な人材、沖縄の伝統芸能の継承と新たな芸術の創造に資する人材を養成する。また、芸術分野の幅広い実践活動を担う制作者、演奏家や研究者、芸術教育の場における専門的な指導者となり得る人材を養成する。

[総務部]  
字句の整理

[保健医療部]  
字句の整理

[文化観光スポーツ部]  
字句の整理

削除

## 12 大学による社会貢献の推進

(1) 県立看護大学においては、看護実践の中核的機関として社会に貢献する。特に、島しょ・過疎地域を支える看護職者の人材養成と人材確保を図るため、大学、行政、看護学校、保健・医療・福祉の関係機関等との協働による新たな人材養成や人材確保のプログラムの開発を推進する。

(2) 略

(4) あわせて、個々の教員の専門性の研究をさらに深化させるとともに、質の高い研究・教育システムの構築や施設整備等の基盤を強化する。

## 12 大学による社会貢献の推進

(1) 県立看護大学においては、看護実践の中核的機関として貢献し、特に、島しょ・過疎地域の看護職者の人材養成と人材確保を図るため、行政、大学、看護学校、保健医療機関等との協働による新たな人材養成プログラムや人材確保プログラムの開発を推進する。

(2) 略

[保健医療部]  
字句の整理